

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への食料品等提供業務
発 注 課	保健所医療対策室業務調整課（宿泊・自宅療養班）
選 定 事 業 者	株式会社セイコーマート
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、新型コロナにり患し自宅療養を行っている者が療養に専念するために必要な食料品及び日用品を確保し、療養者に提供する業務である。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて自宅療養セットを確保するとともに、市内全域への配送ルートの確保が求められる。</p>	
<p>国のマニュアルである「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」（以下、「留意事項」という。）においては、生活支援として配送による食事の提供等を行う配食事業者等との契約に関しては、随意契約を締結することとして差し支えないことが示されている。また、具体の選定方法の例として、都道府県等との委託契約等に基づき何らかの配食事業を実施している既存事業者と本件配食サービスについても実施を契約する方式が挙げられている。本事業者は、現在北海道と同様の業務を契約しており、本市の令和2年度からの本業務においても履行実績のある唯一の登録業者である。</p>	
<p>また、本業務の主目的は安定した提供体制の確保にあり、1月当たりの提供数が最小68件から最大5,949件（令和2年11月から令和4年1月までの実績による）まで変動することから、急激な件数の増減に対応できる提供能力が必須となる。自宅療養者数が大幅に変動する時期においては、提供件数の目安を本市から事前に示すことが非常に困難であり、過大に抱えると廃棄リスクを伴う食料品を状況に応じ短期間で必要数確保すること、柔軟かつ迅速に人員を動員できることが求められる。自宅療養者が外出せずに療養に専念するためには、急増時に対応できないという状況は許されないと、本事業者の他複数者にヒアリングを行ったが、履行実績及びその他具体的な体制の説明等でこれを確実に有していることを証する事業者は存在しなかった。一方、本事業者は実際にこれまでの業務を通してこれを実証しており、この提供能力を確実に有していると言える事業者となる。</p>	
<p>さらに、留意事項においては事業の上限額を配送費及び飲料費を除いて1日3食あたり4,500円としており、本事業者の参考見積額は配送費等を含む総額で考えてもこの上限額を下回っていることから、妥当な単価と判断することができる。</p>	
<p>以上のことから、本事業者は本業務に必要な条件を満たしており、本契約の目的を達成させるためには技術とノウハウ等の優れた者と契約することが必要不可欠であることから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、本事業者と特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年3月1日